

の如く偶々監視の「私服」をして乗せしむることなきにあらず。かゝる場合、私服は従業員詰所に蒐し掛りし際、車掌を下車せしめ、靴中を検査し計算に一致せざる點あれば、それ〴〵制規の罰に處して寸毫も苛責する所なしと云ふ。是等従業上の規定若しくは取締に關する従業員の不平の鬱積するものあり、巢鴨支部員は申合せの上、従業員の故障車に關する心得書を勵行して片手落の規定勵行に對する平常の鬱憤を晴らさんとせるなり。若し従業員にして其の故障車に關する心得書を勵行せんか、巢鴨車庫の車臺の大部分は故障車として使用すべからざるものなりしなり。かくの如くして巢鴨支部員は本部の命を待たず、五ヶ條要求問題を動機として折柄の降雪のため車輛に甚だしく支障を來せるを理由として續々入庫せしめたるなり。

### △中西理事長の收監

二月廿七日、巢鴨外二三支部線の怠業状態繼續中、交通労働組合理事長中西伊之助氏は、治安警察法第十七條に依り收監せられたり。當時組合本部は巢鴨車庫の怠業とは直接關係なかりしも電氣局に對する促進運動として、連續的に各所に集合を催し、従業員の氣勢を煽りつゝありしが、中西氏の檢舉は是等の集合に於ける演説が、煽動的なりしと言ふにあり。同氏の交通労働組合との關係については、既に記述したるが、電氣局との關係に就ては、曾て時事新報警視廳詰記者として勤務せし際、電氣局

濱松町工場に於て工場庶務課長の私曲ありと紙上に摘發したる事あり。而して後中西氏は交通労働組合を起して直接電氣局と折衝する地位に立ちたるものなるが電氣局は常に單なる従業員代表者は之を認むるも交通労働組合は認めずと主張して、組合幹部との交渉を回避し來れるは是等感情上の經緯に因るものあるは勿論なり。

中西理事長の收監は組合側には大打撃なりしも、優遇案の發表、巢鴨誠首者の復職等に依り、組合運動は一部解決を告げたる際なれば、之が表面の事實として現はるゝに至らず、偶々元萬朝報記者原田實氏相談役として入るありて、中西理事長留守中の任に當り、本部幹部等は協力一致して電氣局に對することゝなれり。

### △六時間乗務要求

二月廿八日、電氣局の發表したる優遇案に就き、組合側は種々之を調査したる結果、内一部は相當に改善せられたる點を發見したれども、勤務時間は却つて延長し、從來の七時間乗務、十一時間半の勤務に對し、勤務十二時間乗車時間八時間は改悪なりと爲し、三月六日代表者三十名は電氣局を訪ね乗車時間六時間勤務九時間制と、時間外乗車割増手當の増額を要求したれども、益田課長は答辯の限りに非らずとして、答ふる處なかりき。所謂優遇案並に之に對する修正要求案は左の如し。